第１章　土木設計業務等積算基準

第１節　土木設計業務等積算基準

１－１　適用範囲

この積算基準は，土木事業に係る設計業務等に適用する。

１－２　業務委託料

１．業務委託料の構成

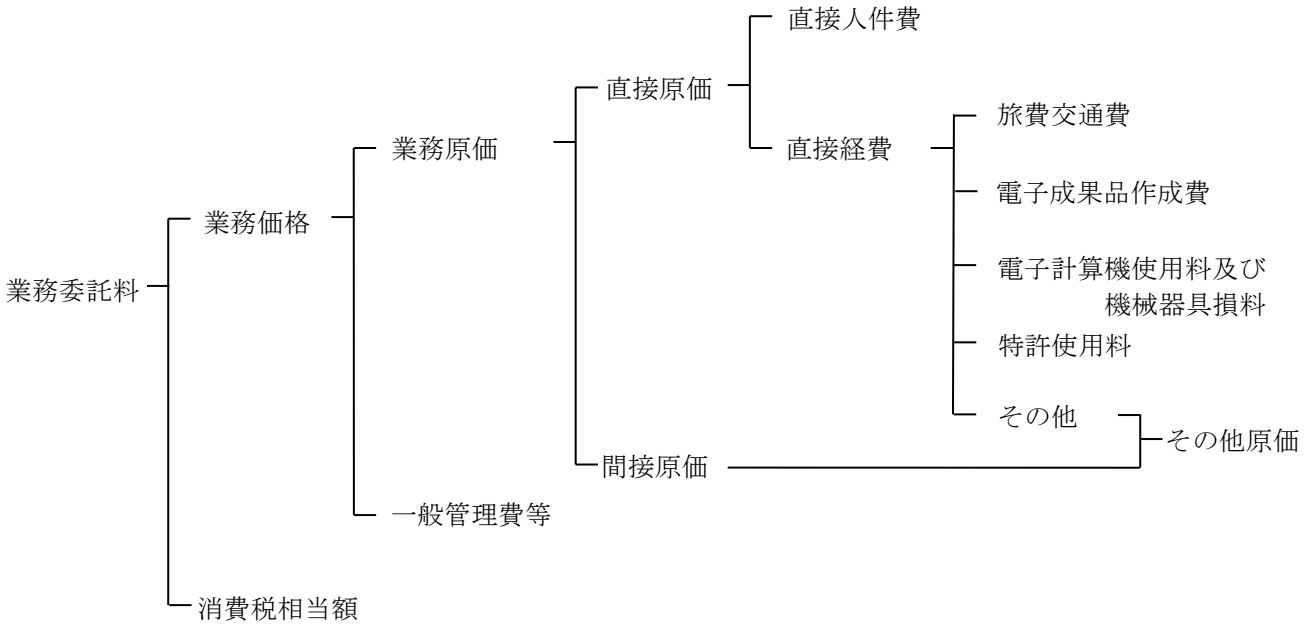

２．業務委託料構成費目の内容

（１）　直接原価

１）直接人件費

直接人件費は，業務に従事する者の人件費とする。

２）直接経費（積上計上分）

直接経費は，業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は，次に示すものとする。

①　旅費交通費
②　電子成果品作成費
③　電子計算機使用料及び機械器具損料
④　特許使用料　　等

３）直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

なお，特殊な技術計算，図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費，業務実績の登録等に要する費用を含む。

（２）　間接原価

１）間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費，水道光熱費等の経費，オンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。

また，主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については，対策の妥当性を

確認の上，積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は，熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

（３）業務原価

業務原価は直接原価及び間接原価からなる。

（４）　一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価，間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

１）　一般管理費

一般管理費は，建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって，役員報酬，従業員給与手当，退職金，法定福利費，福利厚生費，事務用品費，通信交通費，動力用水光熱費，広告宣伝費，交際費，寄付金，地代家賃，減価償却費，租税公課，保険料，雑費等を含む。

２）　付加利益

付加利益は，当該業務を実施する建設コンサルタント等を，継続的に運営するのに要する費用であって，法人税，地方税，株主配当金，役員賞与金，内部留保金，支払利息および割引料，支払保証料その他の営業外費用等を含む。

１－３　業務委託料の積算

１．建設コンサルタントに委託する場合

（１）　業務委託料の積算方式

業務委託料は，次の方式により積算する。

業務委託料＝（業務価格）＋（消費税相当額）
＝〔｛（直接人件費）＋（直接経費）＋（その他原価）｝
＋（一般管理費等）〕×｛１＋（消費税率）｝

（２）　各構成要素の算定

１）　直接人件費

設計業務等に従事する者の人件費とする。なお，名称およびその基準日額は別途定める。

２）　直接経費

直接経費は，１－２の２．（１）２）の各項目について必要額を積算するものとし，旅費交通費については業務にかかる旅費交通費を計上する。

１－２の２．（１）２）の各項目以外の必要額については，その他原価として計上する。

３）　その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

（その他原価）＝（直接人件費）×α／（１－α）

ただし，αは業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり，３５％とする。

４）　一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

（一般管理費等）＝（業務原価）×β／（１－β）

ただし，βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり，３５％とする。

５）　消費税相当額

消費税相当額は，業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

消費税相当額＝〔｛（直接人件費）＋（直接経費）＋（その他原価）｝
＋（一般管理費等）〕×（消費税率）

２．個人（建設コンサルタント以外の個人をいう）に委託する場合
（諸謝金による場合を除く。）
１．と同一の方法により積算するものとする。ただし，その他原価，一般管理費等については算入しないものとする。

１－４　設計変更の積算

業務委託の変更は，官積算書をもとにして次式により算出する。

$$\text{業務価格（落札率を乗じた額）} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$$

$$\text{変更業務委託料} = \text{業務価格（落札率を乗じた額）} \times (1 + \text{消費税率})$$

（注）１．変更官積算業務価格は，官単位，官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。
２．直前の請負額，直前の官積算額は，消費税相当額を含んだ額とする。
３．設計変更における単価については以下の場合においては新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。
・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合
・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合

第２節　設計留意書の作成

予備（概略）設計業務において，その設計を通じて得た着目点，留意点等（生産性向上の観点から後段階設計時に一層の検討を行うべき事項）後段階の設計時に検討すべき提案をとりまとめた生産性向上設計留意書を作成する場合は，１業務当たり，主任技師０．５人，技師（Ａ）１．０人を別途計上すること。

ただし，これによりがたい場合は，別途計上するものとする。

第３節　電子成果品作成費

３－１　電子成果品作成費

「土木設計業務等の電子納品要領」に基づく電子成果品の作成費用は，次の計算式により算出するものとする。

ただし，これによりがたい場合は別途計上する。

（１）概略設計，予備設計又は詳細設計
電子成果品作成費(千円) ＝ ６．９ｘ$^{0.45}$
ただし，ｘ：直接人件費（千円）

（２）その他の設計業務（（１）以外）
電子成果品作成費(千円) ＝ ５．１ｘ$^{0.38}$
ただし，ｘ：直接人件費（千円）

（注）１．上式の電子成果品作成費の算出にあたっては，直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。
２．算出された電子成果品作成費（千円）は，千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。
３．電子成果品作成費の上下限については，
（１）の場合，上限：700 千円，下限：20 千円，
（２）の場合，上限：250 千円，下限：20 千円 とする。